

法人名	法人番号	住所	指名停止期間	該当事項	指名停止理由
株式会社グンエイ	8070001020842	群馬県太田市飯田町812番地	R7.8.8 ～ R7.11.7 (3ヶ月)	指名停止等措置要領 別表第2第10号 (公契約関係競売等妨害又は談合)	(株)グンエイ専務取締役及び関東建設工業(株)営業部長らは、群馬県前橋市が発した新庁舎建設工事において、一般競争入札の条件が自社に有利になるように入札公告案を修正させたとして、令和7年6月19日、増玉・群馬県警察合同捜査本部に公契約関係競売入札妨害の容疑で逮捕され、かつその後令和7年7月9日、さいたま地方検察庁に公契約関係競売入札妨害の罪で起訴された。
株式会社東技コーポレーション	8120901033228	大阪府大阪市淀川区宮原1丁目19番23号 スタジオ新御堂813号	R7.7.25 ～ R7.12.24 (3ヶ月 +2ヶ月)	指名停止等措置要領 別表第2第13号 (建設業法違反)	(株)東技コーポレーションは令和7年4月1日付けで建設業許可部局(大阪府)より以下の事由を原因として、建設業法第28条第3項の規定に基づく営業停止処分(25日間)を受けた。 ① 当該事業者は大阪市発注の工事(以下「本件工事」という。)において、建設業法第26条第3項の規定に違反して、他の工事現場に専任の主任技術者として配置されていたA氏を建築工事業の資格なく他の資格で専任の主任技術者として配置する(加えて同氏は他社の現場代理人となっている。)など適格な主任技術者を配置せず、同法第22条第1項の規定に違反して、その請け負った建設工事を一括して(株)ケイテックに請け負わせた。 ② 当該事業者は経営規模等評価の申請において、①のとおり、本件工事を、建設業法第22条第1項の規定に違反して、一括して(株)ケイテックに請け負わせていたが、当該工事を実質的に行っているとは認められないため当該工事の金額を完成工事高に含めて記載すべきでなかったと、建設業法第27条の26第2項から第4項までの規定に違反して、「工事経歴書」に、当該工事を施工したとして当該工事の金額が建築一式工事の完成工事高に含まれるとする記載をした。これにより得た経営事項審査結果を大阪府に提出し、大阪府がその結果を建築一式工事に係る資格審査に用いた。 また、令和7年4月1日付けで建設業許可部局(大阪府)より、以下の事由を原因として、建設業法第28条第1項柱書及び第21号に基づく指示処分を受けた。 ① 当該事業者は大阪市発注の工事において、建設業法第26条第3項の規定に違反して、他の工事現場に専任の主任技術者として配置されていたA氏を専任の主任技術者として配置した。 ② 当該事業者は経営規模等評価の申請において、建設業法第27条の26第2項から第4項までの規定に違反して、A氏が他社の工事現場に専任の主任技術者として配置する(加えて、他社の現場代理人でもあった)など適格な主任技術者を配置せず、建設業法第22条第1項の規定に違反して、その請け負った建設工事を一括して(株)タケムラに請け負わせた。 ③ 当該事業者は、経営規模等評価の申請において、建設業法第27条の26第2項から第4項までの規定に違反して、A氏が他社の工事現場に専任の主任技術者として配置する(加えて、同氏が「技術職員名簿」に記載をした。これにより得た経営事項審査結果を大阪府等に提出し、大阪府等がその結果を建築一式工事に係る資格審査に用いた。 また、令和7年3月31日付けで大阪府より、以下の事由を原因として、建設業法第28条第1項及び第4項の規定に基づく指示処分を受けた。 ① 当該事業者は大阪市発注の工事(以下「本件工事」という。)において、建設業法第26条第3項の規定に違反して、他の工事現場に専任の主任技術者として配置すべきA氏を主任技術者の配置に専任を要する本件工事の工事現場に専任の主任技術者として配置すべきA氏を主任技術者の配置に専任を要する本件工事の工事現場に非専任の主任技術者として配置した。 ② 当該事業者は経営規模等評価の申請において、建設業法第27条の26第2項から第4項までの規定に違反して、「工事経歴書」に本件工事のうち、2件の工事の工事現場に配置した主任技術者をA氏と記載すべきところ、B氏と記載をし、また、(株)ケイテックから請け負った当該工事を、建設業法第22条第1項の規定に違反して、一括して(株)タケムラに請け負わせていたが、当該工事を実質に行っているとは認められないため当該工事の金額を完成工事高に含めて記載すべきではないと、当該工事を施工したとして当該工事の金額が鋼構造物工事の完成工事高に含まれるとする記載をした。
株式会社北陽	2120001167312	大阪府大阪市東淀川区菅原7ー1ー21	R7.7.25 ～ R7.12.24 (3ヶ月 +2ヶ月)	指名停止等措置要領 別表第2第13号 (建設業法違反)	(株)北陽は令和7年3月31日付けで大阪府より、以下の事由を原因として、建設業法第28条第3項及び第5項の規定に基づく営業停止処分(25日間)を受けた。 ① 当該事業者は大阪市発注の工事において、建設業法第26条第3項の規定に違反して、他の工事現場に専任の主任技術者として配置すべきA氏を主任技術者の配置に専任を要する本件工事の工事現場に専任の主任技術者として配置する(加えて、他社の現場代理人でもあった)など適格な主任技術者を配置せず、建設業法第22条第1項の規定に違反して、その請け負った建設工事を一括して(株)タケムラに請け負わせた。 ② 当該事業者は、経営規模等評価の申請において、建設業法第27条の26第2項から第4項までの規定に違反して、A氏が他社の工事現場に専任の主任技術者として配置する(加えて、同氏が「技術職員名簿」に記載をした。これにより得た経営事項審査結果を大阪府等に提出し、大阪府等がその結果を建築一式工事に係る資格審査に用いた。 また、令和7年3月31日付けで大阪府より、以下の事由を原因として、建設業法第28条第1項及び第4項の規定に基づく指示処分を受けた。 ① 当該事業者は大阪市発注の工事(以下「本件工事」という。)において、建設業法第26条第3項の規定に違反して、他の工事現場に専任の主任技術者として配置すべきA氏を主任技術者の配置に専任を要する本件工事の工事現場に非専任の主任技術者として配置した。 ② 当該事業者は経営規模等評価の申請において、建設業法第27条の26第2項から第4項までの規定に違反して、「工事経歴書」に本件工事のうち、2件の工事の工事現場に配置した主任技術者をA氏と記載すべきところ、B氏と記載をし、また、(株)ケイテックから請け負った当該工事を、建設業法第22条第1項の規定に違反して、一括して(株)タケムラに請け負わせていたが、当該工事を実質に行っているとは認められないため当該工事の金額を完成工事高に含めて記載すべきではないと、当該工事を施工したとして当該工事の金額が鋼構造物工事の完成工事高に含まれるとする記載をした。
株式会社A・S・P	2120001142125	大阪府大阪市中央区内本町2ー4ー10ー107	R7.7.25 ～ R7.9.24 (2ヶ月)	指名停止等措置要領 別表第2第13号 (建設業法違反)	(株)A・S・Pは令和7年3月31日付けで建設業許可部局(大阪府)より以下の事由を原因として建設業法第28条第3項に基づく営業停止処分(22日間)を受けた。 ① 当該事業者は大阪市発注の工事(以下「本件工事」という。)において、(株)ケイテックとその請負代金が政令で定める金額を超える下請契約を締結しているため、少なくとも当該下請契約の契約日から監視技術者を配置すべきところ、「1級建築施工管理技士の資格を有せず、及び監視技術者資格者証の交付を受けていないため、監視技術者としての資格要件を満たさないA氏を同日から同資格の合格発表日の前日まで及び同日から同資格に係る監視技術者資格者証の交付を受ける日の前日までの間、建設業法第26条第2項及び第5項の規定に違反して、工事現場に専任の主任技術者として配置した。 ② 当該事業者は本件工事において、その請け負った建設工事を、(株)ケイテックに直接請け負わせていたにもかかわらず、建設業法第24条の8第1項及び第4項の規定に違反して、その請け負った建設工事を(株)ケイテックには直接請け負わせていないとする虚偽の施工体制台帳及び施工体系図を作成した。 ③ 当該事業者は本件工事において、①のとおり適格な監視技術者を配置しないなど、建設業法第22条第1項の規定に違反して、その請け負った建設工事を一括して(株)ケイテックに請け負わせた。
株式会社トーフ技研工業	2120001141358	大阪府大阪市淀川区宮原1ー18ー20	R7.7.25 ～ R7.10.24 (2ヶ月 +1ヶ月)	指名停止等措置要領 別表第2第13号 (建設業法違反)	(株)トーフ技研工業は大阪市発注の工事において、建設業法第26条第3項の規定に違反して、他の工事現場に専任の主任技術者として配置されていたA氏を専任の主任技術者として配置した。このことが、建設業法第28条第1項第2号に該当するとして、令和7年3月31日付けで建設業許可部局(大阪府)より指示処分を受けた。また、以下の事由を原因として、同日付けで建設業許可部局(大阪府)より建設業法第28条第3項の規定に基づく営業停止処分(22日間)を受けた。 ① 当該事業者は大阪市発注のA工事に於いて、建設業法第22条第2項の規定に違反して、(株)渡辺塗装から同社の請け負った建設工事を一括して請け負った。 ② (i)当該事業者は大阪市発注のB工事に於いて、建設業法第22条第2項の規定に違反して、(株)渡辺塗装から同社の請け負った建設工事を一括して請け負った。 (ii)当該事業者はB工事に於いて、建設業法第26条第3項の規定に違反して、他の工事現場に専任の主任技術者として配置されていたC氏を専任の主任技術者として配置するなど適格な主任技術者を配置しなかった(また、C氏は工期の後半には他の工事現場の現場代理人でもあった)。また、建設業法第22条第1項の規定に違反して、その請け負った建設工事を一括して(株)ケイテックに請け負わせた。
旭技建株式会社	1120901008995	大阪府大阪市中央区谷町5丁目6番12号	R7.7.25 ～ R7.9.24 (2ヶ月)	指名停止等措置要領 別表第2第13号 (建設業法違反)	旭技建(株)は令和7年3月31日付けで大阪府より、以下の事由を原因として建設業法第28条第5項に基づく営業停止処分(22日間)を受けた。 ① 当該事業者は大阪市発注の工事(以下「本件工事」という。)において、その請け負った建設工事を、(株)渡辺塗装に直接請け負わせていたにもかかわらず、(株)ケイテックに直接請け負わせたとする虚偽の施工体制台帳及び施工体系図を作成した。 ② 当該事業者は本件工事において、①のとおり、正しい施工体制台帳等を作成しないなど、建設業法第22条第1項の規定に違反して、その請け負った建設工事を一括して(株)渡辺塗装に請け負わせた。

法人名	法人番号	住所	指名停止期間	該当事項	指名停止理由
パナソニック株式会社	3120001236504	東京都港区東新橋1-5-1 パナソニック東京汐留ビル	R7.7.18 ～ R7.8.17（1ヶ月）	指名停止等措置要領 別表第2第13号 （建設業法違反）	令和7年1月31日、当該事業者らは建設業許可部局（関東 地方整備局及び近畿地方整備局）より以下の処分を受けた。 建設業法第7条第2号及び建設業法第15条第2号の規定 に違反して、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術 者として配置していたことが、同法第28条第1項本文に該当 すると認められるとして、指示処分を受けた。
パナソニック産機システムズ株式会社	8010501032913	東京都墨田区押上1丁目1番2号	R7.7.18 ～ R7.9.17（2ヶ月）	指名停止等措置要領 別表第2第13号 （建設業法違反）	令和7年1月31日、当該事業者らは建設業許可部局（関東 地方整備局及び近畿地方整備局）より以下の処分を受けた。 建設業法第26条第1項の規定に違反して、資格要件を満 たさない者を主任技術者として工事現場に配置していたこ とが、同法第28条第1項第2号に該当すると認められるとし て、22日間の営業停止処分を受けた。
パナソニックマーケティングジャパン株式会社	4120001016657	大阪府大阪市中央区城見2丁目1番61号	R7.7.18 ～ R7.10.17（3ヶ月）		
パナソニック環境エンジニアリング株式会社	3120901008457	大阪府吹田市垂水町3丁目28番33号	R7.7.18 ～ R7.10.17（3ヶ月）		
パナソニックEWエンジニアリング株式会社	3120001089786	大阪府大阪市中央区城見2丁目1番61号	R7.7.18 ～ R7.10.17（3ヶ月）		
関電ファンリティーズ株式会社	8120001126535	大阪府大阪市中央区城見1丁目3番7号	R7.7.4 ～ R7.11.14 （3ヶ月 +6週 間）	指名停止等措置要領 別表第2第13号 （建設業法違反）	関電ファンリティーズ（株）は令和6年12月19日付けで建 設業許可部局（大阪府）より以下の監督処分を受けた。 ①当該事業者は大阪市内の複数の民間発注の工事にお いて、建設業法第26条第1項の規定に違反し技術検定の 受験に際し虚偽の実務経験の証明を行うことによって不正 に資格（1級電気工事施工管理技士）を取得し、資格要件を 満たさない者を主任技術者として工事現場に配置したこと が、建設業法第28条第1項第2号に該当するとして大阪府 より11日間の営業停止処分を受けた。 ②当該事業者は平成30年8月23日、令和元年7月10日、令 和2年8月20日、令和3年8月12日及び令和4年8月10日に 行った、平成30年3月31日、平成31年3月31日、令和2年3 月31日、令和3年3月31日及び令和4年3月31日を審査基準 日とする経営規模等評価の申請において、建設業法第27 条の28第2項から第4項までの規定に違反して、当該申請 書及び添付書類に技術検定の受験に際し虚偽の実務経験 の証明を行うことにより不正に資格（A氏にあっては1級 電気工事施工管理技士及び1級管工事施工管理技士、B 氏にあっては1級管工事施工管理技士）を取得したため、 当該資格が証する技術的能力を有さない両氏について当 該資格が証する技術的能力を有する者であるとの記載をし たことが建設業法第28条第1項柱書に該当するとして大阪 府より指示処分を受けた。
株式会社KANSOテクノス	9120001077653	大阪府大阪市中央区安土町1丁目3番5号	R7.7.4 ～ R7.9.3（2ヶ月）	指名停止等措置要領 別表第2第13号 （建設業法違反）	（株）KANSOテクノス、（株）かんでんエンジニアリング、 関電プラント（株）は建設業許可部局（近畿地方整備局）よ り以下の監督処分を受けた。 当該事業者らは施工管理技術検定試験に係る実務経験 において不正を行い、実務経験を充足しない者（以下「不適 格者」）が資格を取得していたことが判明したため、令和6 年7月3日に国土交通大臣より技術検定の合格取消が行 われた。当該取消を受け、建設業法第31条に基づく報告 を徴収した結果、不適格者を営業所の専任技術者として配 置していたほか、不適格者を工事現場に主任技術者等とし て配置していたことが建設業法第28条第1項本文及び同 項第2号に該当するとして、近畿地方整備局より指示処分 及び22日間の営業停止処分を受けた。
株式会社かんでんエンジニアリング	8120001062598	大阪府大阪市北区中之島6丁目2番27号	R7.7.4 ～ R7.10.3（3ヶ月）		
日精株式会社	9010401021610	東京都港区西新橋1丁目18番17号	R7.6.20 ～ R7.8.19（2ヶ月）	指名停止等措置要領 別表第2第5号 （独占禁止法違反）	日精（株）、住友重機械搬送システム（株）、フジバスク （株）、IHI運搬機械（株）は、公正取引委員会により、令和7 年3月24日、建設事業者が発注する特定地下式PS工事 において、独占禁止法第3条（不当な取引制限の禁止）の 規定に違反する行為を行っていた違反事業者、排除措置 命令及び課徴金納付命令の対象事業者として公表された。 当該事業者は建設事業者から特定地下式PS工事及び 特定エレベーター方式PS設置工事の見積依頼があった場 合には、それぞれ、当該確認申請図の記載内容から、確認 申請図採用メーカーが各社のうちいずれの者であるかを確 認した上で互いに連絡を取り合い、確認申請図採用メー カー以外の者から供給意欲が示されない限り、同確認申請 図採用メーカーを供給予定者とし、供給予定者が提示する 見積価格は、供給予定者が定め、供給予定者以外の者 は、供給予定者から連絡のあった価格以上の見積価格を 提示するなどにより、供給予定者を決定し、供給予定者が 供給できるようにし、特定地下式PS工事及び特定エレベ ーター方式PS設置工事の取引分野における競争を実質的に 制限していた。 このことから、令和7年3月24日、公正取引委員会は、 上記の行為は、独占禁止法第2条第6項に規定する不当な 取引制限に該当し、独占禁止法第3条の規定に違反するも のであるとして、当該事業者に対し、排除措置命令及び課 徴金納付命令を行った。
住友重機械搬送システム株式会社	5010701005036	東京都品川区西品川1丁目1番1号			
フジバスク株式会社	1010901010608	東京都世田谷区上馬4丁目2番5号	R7.6.20 ～ R7.10.19（4ヶ月）		
IHI運搬機械株式会社	8010001036712	東京都中央区明石町8番1号	R7.6.20 ～ R7.8.19（2ヶ月）	指名停止等措置要領 別表第2第5号 （独占禁止法違反）	新明和工業（株）、IHI運搬機械（株）は、公正取引委員会 により、令和7年3月24日、建設事業者が発注する特定 エレベーター方式PS設置工事において、独占禁止法第3 条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行 っていた違反事業者、排除措置命令及び課徴金納付命令の 対象事業者として公表された。 当該事業者は建設事業者から特定地下式PS工事及び 特定エレベーター方式PS設置工事の見積依頼があった場 合には、それぞれ、当該確認申請図の記載内容から、確認 申請図採用メーカーが各社のうちいずれの者であるかを確 認した上で互いに連絡を取り合い、確認申請図採用メー カー以外の者から供給意欲が示されない限り、同確認申請 図採用メーカーを供給予定者とし、供給予定者が提示する 見積価格は、供給予定者が定め、供給予定者以外の者 は、供給予定者から連絡のあった価格以上の見積価格を 提示するなどにより、供給予定者を決定し、供給予定者が 供給できるようにし、特定地下式PS工事及び特定エレベ ーター方式PS設置工事の取引分野における競争を実質的に 制限していた。 このことから、令和7年3月24日、公正取引委員会は、 上記の行為は、独占禁止法第2条第6項に規定する不当な 取引制限に該当し、独占禁止法第3条の規定に違反するも のであるとして、当該事業者に対し、排除措置命令及び課 徴金納付命令を行った。
新明和工業株式会社	7140001082323	兵庫県宝塚市新明和町1番1号			